

④

特定目的信託に係る受託法人の利益の分配の額等の損金算入に関する明細書

事業 年 度	・ ・	法人名	
-----------	--------	-----	--

別表十九

平二十七・四・一以後終了事業年度分

I 特定目的信託に係る受託法人の利益の分配の額等の損金算入に関する明細書

利益の分配の額の計算	金 銭 の 分 配 の 額	1	円	社債的受益権に係る受益証券の発行をしている場合の調整	社債的受益権の元本の当期末残高	17	円	
	超 過 分 配 額	2			$(17) \times \frac{5}{100}$	18		
	利 益 の 分 配 の 額 (1) - (2)	3			期首利益積立金額 (別表五(一)「31の①」)	19		
	分 配 可 能 利 益 の 額 の 計 算	税引前当期純利益金額	4			$(18) - (19)$	20	
		前 期 繰 越 損 失 の 額	5			当期に償還した社債的受益権の元本の額の合計額	21	
	減 損 損 失 の 額	6			特定譲渡等により調達された資金のうち社債的受益権の元本の償還に充てられた金額	22		
	$(6) \times \frac{80 \text{又は} 70}{100}$	7			$(21) - (22)$	23		
	差 引 計	8			損金の額に算入される減価償却費の額	24		
	(社債的受益権に係る受益証券の発行をしている場合には、(8) - (26) (マイナスの場合は0)	9			$(23) - (24)$ (マイナスの場合は0)	25		
	超 過 分 配 額 (2)	10			社債的受益権に係る受益証券の発行をしている場合の調整額 $(20) + (25) \times 2$	26		
	超 過 分 配 事 業 年 度 後 に (10) に 充 て ら れ た 金 額	11						
	分 配 可 能 利 益 の 額 (9) + (10) - (11) (マイナスの場合は0)	12						
$(12) \times \frac{90}{100}$	13							
(1) が (13) を 超 え る 場 合 の (3) の 額	14							
所 得 金 額 合 計 (別表四「33の①」)	15							
利 益 の 分 配 の 額 の うち 当期の損金の額に算入する金額 (14) と (15) の うち 少 ない 金 額	16							

II 特定投資信託に係る受託法人の収益の分配の額等の損金算入に関する明細書

収益の分配の額の計算	総 分 配 額	27	円	分配可能収益の額の計算	税引前当期純利益金額	34	円
	超 過 分 配 額	28			期首欠損金の額	35	
	収 益 の 分 配 の 額 (27) - (28)	29			減 損 損 失 の 額	36	
	$\frac{(27)}{(41)}$	30			$(36) \times \frac{80 \text{又は} 70}{100}$	37	
	(30) が $\frac{90}{100}$ を 超 え る 場 合 の (29) の 額	31	円		分 配 可 能 収 益 額 (34) - (35) - (37) (マイナスの場合は0)	38	
	所 得 金 額 合 計 (別表四「33の①」)	32			超 過 分 配 額 (28)	39	
	収 益 の 分 配 の 額 の うち 当期の損金の額に算入する金額 (31) と (32) の うち 少 ない 金 額	33			超 過 分 配 事 業 年 度 後 に (39) に 充 て ら れ た 金 額	40	
					分 配 可 能 収 益 の 額 (38) + (39) - (40)	41	

## 別表十（九）の記載の仕方

### 1 特定目的信託に係る受託法人の利益の分配の額の損金算入に関する明細書

- (1) この明細書は、法第2条第29号の2ホ（定義）に掲げる特定目的信託に係る受託法人（法第4条の7（受託法人等に関するこの法律の適用）に規定する受託法人をいいます。以下同じ。）が措置法第68条の3の2第1項（特定目的信託に係る受託法人の課税の特例）（同条第9項において準用する場合を含みます。）の規定の適用を受ける場合に記載します。
- (2) 「(6) ×  $\frac{80\text{又は}70}{100}$  7」は、当期が東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法第45条（課税事業年度）に規定する課税事業年度（以下「課税事業年度」といいます。）である場合には「又は70」を消し、その他の場合には「80又は」を消します。

### 2 特定投資信託に係る受託法人の収益の分配の額の損金算入に関する明細書

- (1) この明細書は、措置法第68条の3の3第1項（特定投資信託に係る受託法人の課税の特例）に規定する特定投資信託に係る受託法人が同項（同条第9項において準用する場合を含みます。）の規定の適用を受ける場合に記載します。
- (2) 「(36) ×  $\frac{80\text{又は}70}{100}$  37」は、当期が課税事業年度である場合には「又は70」を消し、その他の場合には「80又は」を消します。